

平成29年度 介護保険負担限度額認定 更新のお知らせ

介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)や、ショートステイを利用する方の食費・居住費については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、食費・居住費の負担軽減を行っています。軽減を受けるには、「介護保険負担限度額認定申請」の手続きを行い、「介護認定負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。

現在発行している「介護認定負担限度額認定証」の有効期間は平成29年7月31日までとなっています。8月1日以降も引き続き認定を必要とされる場合には、更新申請の手続きが必要です。

申請に必要なもの

- 介護保険負担限度額認定申請書 …別紙の記入例をご覧ください。
- 同意書 …上記申請書の裏面にあります。こちらも記入例をご覧ください。
- 本人および配偶者の押印(朱肉を使用するもの)
- 本人および配偶者が有する資産の金額がわかる資料
…下記「※預貯金等に含まれるもの」一覧で、該当する預貯金等の資料を添付してください。

※お手持ちの銀行口座・郵便貯金口座など、普通・定期・積立等すべての残高が対象となり、以下のページが必要となります。

- ①通帳の銀行名・支店名・口座番号・名義が確認できるページ
- ②最終残高が確認できる部分(申請日から過去2ヵ月間の取引履歴が確認できるページ。
(年金受取口座については、年金の振込が確認できるよう写しを取ってください。))

※事前に通帳の記帳をお願いします。

※生活保護受給者、境界層該当者については、添付書類は必要ありません。

※預貯金等に含まれるもの…預貯金(普通・定期)、投資信託、有価証券(株式・国債・地方債・社債)、その他現金、負債(借入金・住宅ローンなど)などです。生命保険、自動車、貴金属(腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの)、絵画・骨董品・家財などは対象外です。

- マイナンバー(個人番号)を確認できるもの(マイナンバーカード、番号通知カードなど)
申請書に記載されたマイナンバーについて、番号確認と本人確認が必要となりますので、申請の際には、申請書とは別に以下の確認書類を提出下さい。
- 本人の身元確認書類(代理人が申請する場合は委任状と代理人の身元確認書類)
※身元確認書類とは、運転免許証や居宅介護支援専門員証等の官公署が発行した写真付きの書類です。身元確認書類について、上記の書類の添付が困難な場合は、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、医療保険証、年金手帳の写しのうち2つ以上を添付してください。

※マイナンバー(個人番号)の取り扱いについて

- ・マイナンバー(個人番号)について、原則、申請書への記入をお願いしますが、申請者本人が自身の個人番号がわからず記載が難しい場合等は、未記入でも受付いたします。
- ・マイナンバー(個人番号)が未記入の場合、住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて申請者の個人番号を確認し、役場の職員が記載させて頂く場合がございますので、あらかじめご了承ください。

利用負担段階区分ごとの負担限度額

利用者負担段階区分	対象者	1日あたりの居住費				1日あたりの食費
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	・住民税世帯全員が非課税の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	820円	490円	(老健・療養) 490円 (特養) 320円	0円	300円
第2段階	・住民税世帯全員が非課税で合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ・本人の預貯金等(※)が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて2,000万円以下)	820円	490円	(老健・療養) 490円 (特養) 420円	370円	390円
第3段階	・住民税世帯全員が非課税で第1・第2段階に該当しない方 ・本人の預貯金等(※)が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて2,000万円以下)	1310円	1310円	(老健・療養) 1310円 (特養) 820円	370円	650円
第4段階	・上記以外の方	負担限度額なし（施設との契約額を支払う）				

※預貯金等の資産が、単身で1,000万円、又は夫婦で2,000万円を超える場合は、負担限度額認定の適用となりません。配偶者と住民票の世帯が別になっている場合であっても、資産要件の預貯金等に含みません。(夫婦以外の世帯員の預貯金等は含みません。)

(注意) 配偶者や預貯金等に関して虚偽の申告を行い、不正に負担軽減を受けた場合は、それまで受けた負担軽減に加え最大2倍の加算金の納付を求められることがあります。

申請後の流れ

申請は平成29年7月1日から受付しておりますので、随時ご申請下さい。申請書類に不備等がない方については、認定が決定次第、認定証と「承認する旨の負担限度額認定通知書」を、該当しない方には「承認しない旨の負担限度額認定通知書」をお送りします。なお、平成29年度認定の有効期間は、平成29年8月1日から平成30年7月31日までとなります。

認定後に、世帯主・世帯員の課税状況等に変化があった場合は改めて審査を行う必要がありますので、再度申請を行ってください。(ただし利用者負担限度額の段階が変更にならない場合は申請する必要はありません)また、死亡や転出などで江差町の被保険者の資格がなくなった時は、すみやかに認定証を返還してください。

<お問い合わせ先>

〒043-8560 北海道檜山郡江差町字中歌町193番地1

江差町役場 健康推進課介護保険係

TEL:0139-52-6718 FAX:0139-54-3933